

LPガスをお使いの皆様へ

国際情勢を背景とした資源、エネルギー価格の高騰により
国内の物価上昇が続いています。

県内の4割を超えるご家庭でご利用いただいているLPガス料金も
輸入価格や配送コストの上昇による影響を受けていることから、
滋賀県では、「**滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業**」により、
県民の皆様の負担軽減策としてご家庭や飲食店等の業務用
にLPガスをお使いのお客様のLPガス料金を
1メーターあたり400円プラス消費税相当額を
上限として値引きを行う
こととなりました。



対象となるお客様

滋賀県のご家庭および飲食店などの業務用として
LPガスをお使いのお客様。

※質量販売、国および地方公共団体、工業・農業用など高圧ガス保安法上の消費者は対象外となります。



個別供給のお客様



集団供給のお客様



コミュニティーガス団地のお客様

対象期間

令和5年4月から9月のLPガス料金（検針分）
が対象となります。

※値引きの対象期間は販売事業者ごとに異なります。

料金値引き額と方法

対象となる期間中、ご契約件数1件につき、
ガス料金の請求額から1か月あたり400円と
消費税額の40円の計、440円を上限として
差し引いた料金の請求となります。

※ご請求額が440円未満のお客様は、値引き額は、請求額となります。

※4月以降に契約をされたお客様は、契約以降の検針分から値引きの対象となります。また、7月分の請求時まで
に解約をされたお客様は7月分の料金から差し引きすることができないため、値引きの対象となりません。あ
らかじめご了承ください。

※値引き額は、検針票、請求書に記載する場合と口座引き落としや集金などのお支払い時に値引き後の価格で対応
させていただきます場合があります。詳しくはお取引先のガス販売店にお問合せください。

ご注意

お客様からの申請手続きは不要です。

LP ガス販売事業者が対象期間のガス料金から値引きを行いますので、国、県、市町や（一社）滋賀県LPガス協会からお客様への口座に値引き額が振り込まれることはありません。

LPガス販売事業者以外からの補助金の交付を装った連絡にはご注意ください。



ご参考



LP ガスは、ガス販売事業者がそれぞれの料金計算の方法によって料金を設定する方式（自由料金制）になっています。また、料金については料金の内訳および算定方法、料金制の考え方を書面やホームページ等でお知らせしています。

LPガス料金のうち、「**基本料金**」は、容器（ボンベ）、調整器、高圧ホース、メーター等の供給設備及び保安維持に関する管理費用等に充当される料金で、LPガスを使用しなくても毎月一定の額をお支払いいただいています。

「**従量料金**」は、基本料金の費用を除く原料費、配送費用等販売に関する経費で、メーター検針値による期間中の使用量に応じてお支払いいただく料金です。

ご不明な点がございましたら、お取引されているLPガス販売店、または、（一社）滋賀県LPガス協会までお問合せください。

お問合せ先

北びわこ農業協同組合

東浅井ガスセンター	長浜市内保町 2818	電話	74-3103
伊香ガスセンター	長浜市木之本町木之本 1525	電話	82-2385

環境にやさしいLPガスで安心ライフ



LPガス
人と地球にスマイルを

（一社）滋賀県LPガス協会

〒520-0807
大津市松本一丁目2-20 TEL (077) 523-2892(代)
(滋賀県農業教育情報センター内) FAX (077) 523-2884